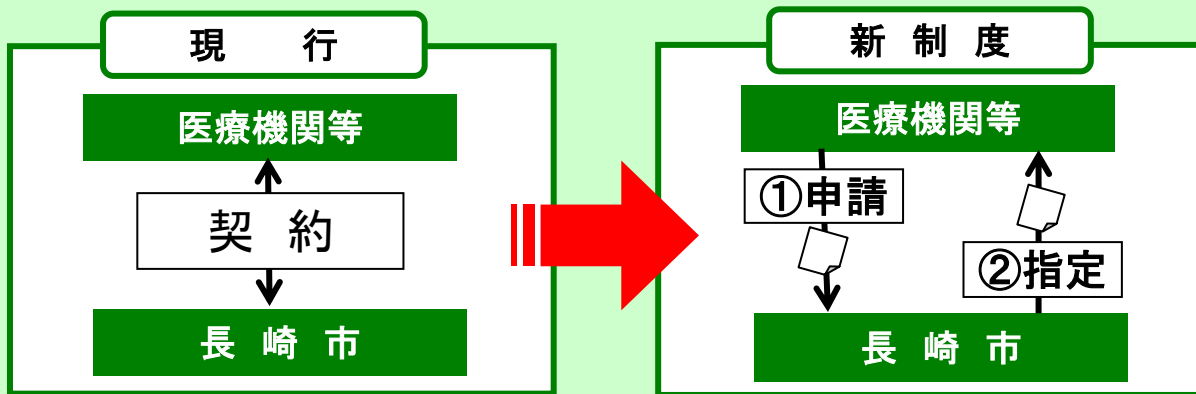


指定小児慢性特定疾病医療機関について

●平成27年1月1日から、小児慢性特定疾病にかかった児童等が医療費助成を受けるためには、都道府県知事（指定都市、中核市の場合は各市長）の指定を受けた医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）で医療を受けることが必要になりました。

●指定医療機関の指定を受けるためには、医療機関が所在する都道府県（指定都市、中核市の場合は各自治体）に申請をしてください。



【要件】（児童福祉法第19条の9第1項）

指定を受けるためには次の要件を満たす必要があります。

- 以下の医療機関等であること。
 - 保険医療機関（病院、診療所）
 - 保険薬局
 - 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項に該当していないこと。
※ 詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

【責務】（法第19条の11・第19条の12・第19条の13）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、慢性特定疾病医療費の助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければなりません。
- 小児慢性特定疾病医療費の助成に係る医療の実施に関し、長崎市の指導を受けることとなります。

【有効期間】 指定を受けた日から6年間です。更新時にはお知らせします。

【申請手続き】

- 申請書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付して長崎市（所在地の自治体）に郵送または持参してください。指定後、長崎市から申請者に指定通知を送付します。
 - ①指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書（様式あり）
 - ②役員名簿
 - ③病院の概要（任意様式）
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を長崎市がホームページ等で公表します。
- 指定の更新、指定内容の変更、医療機関の休止・廃止・再開、医療法等の処分を受けた場合、指定辞退などの事由が発生したときなどは指定を受けた自治体に届け出てください。